

隠岐海区便り (Vol. 8 4)

◎第327回（第21期第18回）隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員：葛西、前田、吉田、濱田、長府、福山、林委員

欠席委員：佐々木、升谷、亀谷委員

開催日時：令和3年3月12日（金） 14：10～15：10

開催場所： 隠岐郡隠岐の島町西町 漁業協同組合JFしまね西郷支所

議題

- (1) 島根県資源管理方針の変更について（諮問）
- (2) スルメイカ、クロマグロの知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
- (3) 知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間について（諮問）
 - ・令和3年度漁期小型いか釣漁業（県外船）
- (4) 島根県漁業調整規則の改正について（諮問）
- (5) 特定水産資源の漁獲可能量管理に係る助言、指導又は勧告に関する運用指針について（報告）
- (6) その他

◎委員会での検討結果は次のとおりです。なお、都合により議題5を3番目に審議しました。

(1) 島根県資源管理方針の変更について（諮問）

漁業法改正に伴い、資源管理方針に基づいた資源管理を行うため、12月の海区で資源管理方針を策定しましたが、今回の諮問は、するめいかを方針の別紙に記載するものです。主な記載内容は以下の通りです。

- 管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させないこととする。
- 漁獲可能量による管理以外に、漁獲隻数の上限を定め、漁獲努力量による管理も行う。

審議の結果、これらの諮問について、異議のない旨を答申することが決定されました。

(2) スルメイカ、クロマグロの知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

農林水産大臣からするめいか、くろまぐろに関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分について通知がありました。通知内容と県の主な対応方法は以下の通りです。

するめいかについて

- 島根県への配分量は「現行水準」で、基本シェア 0.79%、目安量は 449 t。目安量が数量超過した場合は、漁獲努力量で管理を行う。

くろまぐろについて

- 令和 3 管理年度の数量は今年度と同様、小型魚 78.5 t、大型魚 23.3 t。
- 県内の漁業種類ごとの配分量は、過去の漁獲実績に基づき、小型魚は、定置漁業 20.7 t、沿岸くろまぐろ漁業は 54.5 t、その他の漁業 0.8 t とし、留保枠を 3% (2.5 t) とする。一方大型魚は定置漁業に 22.1 t 配分し、留保枠は 5% (1.2 t)。
- 国から漁獲枠の追加配分があった場合は、一旦留保枠に加えた後、漁獲実績に基づき各漁業種類へ配分する。
- 数量の融通が成立した場合、該当の漁業種類・経営体の数量増減を行う。
- 留保枠の追加配分及び融通に伴う数量変更の方法は、迅速に配分できるように今回の海区であらかじめ諮って決めておき、数量変更後、海区へ報告することとする。
- 来漁期もガイドラインを定めて、地域別や漁業種類別に数量を割り振る。ガイドラインの考え方は、これまでと大きく変わらない。

審議の結果、これらの諮問について、異議のない旨を答申することが決定されました。

(5) 特定水産資源の漁獲可能量管理に係る助言、指導又は勧告に関する運用指針について (報告)

県は T A C 消化率の積みあがりに応じて、知事管理分の T A C を超えないように段階的に管理する必要があります。本議題は、管理するための指針の素案を作成したため、報告するというもので、素案の内容は、漁業種類や魚種ごとの消化率に応じて助言、指導又は勧告を実施します。くろまぐろについては、ガイドラインに沿った指針を作成します。

今後、この素案を基にパブリックコメント等で関係者の意見も踏まえながら指針を作成します。

(3) 知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間について (諮問)

今回の諮問で令和 3 年度漁期の県外いか釣り漁業の許可について定めます。制限措置の内容は、従来許可内容としていたものと同様の内容ですが、詳細な内容は以下の通りです。

- 許可上限隻数は、現在島根県が県外いか釣り漁業向けに設定している隻数と同数。
- 資格は、前年度に実績のある漁業者又は、島根県が許可を認めている 13 道県の漁業者で、両県で調整が図られた漁業者。
- 今年の申請期間は 3 月 15 日から 4 月 2 日まで。
- 漁期中途の新規許可要望があった場合は、関係道県との間で調整が図られた日から 1

週間程度を申請期間とする。

- 許可の有効期間は、令和3年5月1日から令和4年4月30日までの1年間。
審議の結果、これらの諮問について、異議のない旨を答申することが決定されました。

(4) 島根県漁業調整規則の改正について (諮問)

4月1日から、県の組織改編により地方機関の名称が変更となったので、規則の該当箇所もそれに合わせて改正します。

審議の結果、これらの諮問について、異議のない旨を答申することが決定されました。

(その他) 島根県漁業の動向について

令和2年の島根県漁業の動向について、県から説明がありました。主な内容は以下の通りです。

- 総漁獲量は8万9千トン・総生産額は155億円とともに平年並みで、そのうち量で約8割、金額では44%をまき網漁業が占める。
- 中型まき網漁業の漁獲量は6万4千トン、生産額は57億円で、1船団あたりの漁獲量と金額はともに平年並み。
- 沖合底びき網漁業は、1船団あたり漁獲量は630トン、金額は3億1千万とともに平年並み。
- 小型底びき網漁業は漁獲量3千4百トン、生産額は15億4千万円。
- 定置網漁業の漁獲量は、5千百トン、生産額は18億3千万円とともに平年並み。隠岐地区ではブリ、マアジ、スルメイカが平年を下回り、総漁獲量としても平年を下回った。
- 釣り・延縄の漁獲量は775トン、生産額は6億3千万円とともに平年を下回った。隠岐地区では、キントキダイ類が平年を上回ったが、ブリ、カサゴ、メバル類が平年を下回り、総漁獲量では平年並み。
- イカ釣り漁業の漁獲量は435トン、生産額は4億円でともに平年を下回った。魚種別に見ると、スルメイカは平年並み、ケンサキイカは九州地方から日本海の広範囲で記録的な不漁となった去年に続き不漁。またヤリイカについても平年を下回る結果。